

令和7年度 第5回岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和7年9月16日(火) 午前10時～午前11時57分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

(公益代表委員) 植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、横山委員

(労働者代表委員) 小菅委員、小林委員、佐々木委員、山田委員

(欠席委員: 藤本委員)

(使用者代表委員) 瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員

(欠席委員: 工藤委員)

(事務局) 白石労働局長、小川労働基準部長、高橋賃金室長、小田島賃金室長補佐

4 議 事

(1) 岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問、審議、採決及び答申)

(2) 特別小委員会における審議結果報告について

(3) 特定(産業別)最低賃金決定の必要性の有無について(審議、採決及び答申)

(4) 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)

(5) 特定(産業別)最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

(6) その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており、有効に成立していることが報告された(最低賃金審議会令第5条2項「審議会の成立」)。

次に、齋藤会長から、議事録署名人に労働者代表委員から山田委員、使用者代表委員から宗形委員が指名された(岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項「議事録署名人の指名」)。

(全ての議事を「公開審議」とした)

(1) 岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問、審議、採決及び答申)

○齋藤会長

それでは、議題に入ります。議題(1)「岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問、審議、採決及び答申)」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

8月28日の第4回審議会で答申いただきました岩手県最低賃金の改正決定につきまして、同日付で異議の申出公示を行ってありましたところ、締切日までの間に一般社団法人岩手県タクシー協会ほか11団体、2事業者、計13件の異議申出の提出がなされており

ます。異議の申出がありますと、最低賃金法第12条に基づき最低賃金審議会に異議の申出について意見を求めることとなっております。審議の結果、仮に内容が変更される答申となった場合は、再度15日間の異議申出期間を設けた公示を行うこととなります。

○齋藤会長

ただいま事務局から異議の申出に関する手続の説明がありました。御了解いただけたと思いますので、諮問をお受けしたいと思います。

諮問

【白石局長が諮問文を読み上げ、齋藤会長に諮問文が手交された。（最低賃金法第12条 地域別最低賃金の改正等）】

○齋藤会長

それでは、事務局から異議の申出について説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

資料№1 から13まで、ポイント部分を読み上げて御説明させていただきます。

資料№1 一般社団法人岩手県タクシー協会は、岩手県でタクシー業を営むおよそ120社が加盟する事業団体で、従業員数は2,200人ほどです。異議の要旨は「賃上げは、生産性向上が大前提で可能となるもので、賃上げだけが先行すれば事業が立ち行かなくなるのは明白である。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大きく減少した乗務員は戻らず、利用者もコロナ禍前に戻ることはなく、さらに燃料費や物価高騰が拍車をかけ、廃業も増加傾向にある。これ以上、大幅な賃上げが続けば、廃業が増加・拡大することとなり、中小企業を廃業に追いやる最低賃金引上げの政府方針に強い憤りを禁じ得ない。今回の答申で使用者委員全員退席したことからわかるように、中小企業の極めて厳しい現状を十分考慮していただきたい。」との内容です。

資料№2 島村隆氏は、沿岸部に本社を置く水産加工・食品製造販売を主とし、正社員・パート合わせて60名を雇用する事業主です。異議の要旨は「岩手県は都市圏と比べて小さく産業構造も大きく異なる。沿岸部は基幹産業の水産業が温暖化や海洋環境の変化などの影響を大きく受け、内陸部においても、異常気象による農産物の収穫減は、農家のみならず加工・流通業の経営も直撃している。県内の事業所の90%以上は従業員30人以下の小規模事業所で、賃金の急激な引上げに対応できる支払能力がなく、事業継続か雇用削減かという厳しい選択を迫られる危険が高い。今回の審議では、使用者側委員が全員退席したまま結論が出されたが、使用者側不在で結論が導かれたことは、中小企業の声が十分に反映されなかったもので、今後同様の前例を作ってはならない。最低賃金の決定は、全国一律の目標や統計上の順位比較ではなく、地域産業の特性と経営実態を踏まえて行われるべきで、実態に即した慎重かつ柔軟な再検討を強く要望する。」との内容です。

資料№3 セブンイレブン盛岡青山1丁目店は、盛岡市青山でコンビニエンスストアを経営し、従業員はパート・アルバイト14名を雇用する事業場です。なお、提出された書面は「使用者用の参考人意見書」となっておりますが、申出人に確認しましたところ「異議申出書」として提出したもので、審議対象として取り扱っていただきたい旨、確認しております。申出内容及び理由は適正と判断したことから受理しております。異議の要

旨は「高い賃上げに対する準備には時間が必要なので、秋田県と同じく発効日は令和8年3月31日としていただきたい。近年の賃金上昇は、店舗利益を圧迫して経営に大きな影響を生じさせている。人件費などの上昇分を価格転嫁することが困難であり、年々フランチャイズ収入が減少している現状を知っていただきたい。賃上げ支援金の拡充と要件の緩和、利用しやすさを求めたい。」との内容でございます。

資料№4 岩手県労働組合連合会（いわて労連）は200単組が加盟する労働組合で、民営組合は約100単組、組合員は1万2,000人です。異議の要旨は「2025年度の岩手県の最低賃金額を1時間1,031円にすることに不服であり、より大幅な引上げを求める。地域間格差の是正、併せてランク制度の廃止、全国一律制度への移行を求める。最低賃金引上げに当たって、公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを引き続き強く求めていただきたい。1日も早い改定のため、法定発効日で実施していただきたい。」とされ、その理由としては、労働者の生活実態から見て引上げが不十分なこと、地域間格差をさらに縮めることが必要、最低生計費に格差はないことなどが挙げられております。

資料№5 いわて生協労働組合はいわて労連の単組の一つで、1,900人が加入する労働組合です。いわて生協労働組合からの申出は、いわて労連とほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

資料№6 岩手県農業協同組合労働組合はいわて労連傘下の組織で、10労働組合で500人が加盟しております。異議の要旨は「答申された最低賃金額は、地域間格差の解消に向けて積極的な審議がなされたと考えるが、「健康的で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準とは言えないので、さらなる引き上げと発効日の再審議を強く求める。」との内容です。

資料№7 岩手県医療労働組合連合会はいわて労連傘下の組織で、6,000人が加入する労働組合で、公立の医療機関で働く方を除けば3,200人ほどが加入しています。岩手県医療労働組合連合会からの申出は、いわて労連とほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

資料№8 岩手県医療局労働組合はいわて労連傘下の組織で、県立病院の非正規職員を含めて2,300人が加入しています。岩手県医療局労働組合からの申出は、いわて労連とほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

資料№9 岩手県国家公務関連労働組合共闘会議は、いわて労連傘下の組織で、50単組、組合員800人のうち国の機関を除くと4単組、組合員は400人です。岩手県国家公務関連労働組合共闘会議からの申出は、いわて労連とほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

資料№10 岩手県社会福祉労働組合はいわて労連傘下の組織で、3単組組合員数は120人で、岩手県社会福祉労働組合からの申出は、いわて労連とほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

資料№11 岩手県地域労働組合はいわて労連傘下の組織で、120人が加入する労働組合です。岩手県地域労働組合からの申出は、いわて労連と文面がほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

資料№12盛岡地域労働組合連合会はいわて労連傘下の組織で、120人が加入する労働組合です。盛岡地域労働組合連合会からの申出は、いわて労連と文面がほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

資料№13両磐地方労働組合連合会はいわて労連傘下の組織で、1,700人が加入する労働組合です。両磐地方労働組合連合会からの申出は、いわて労連と文面がほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○齋藤会長

それでは、異議の申出について審議に入りたいと思います。初めに、審議の進め方についてですが、まず申出書について労使双方から意見をお伺いし、その後意見交換を行いながら意見集約を図っていきたいと考えております。審議の進め方に御意見等ございますでしょうか。

(異議なし)

それでは、まず労働者代表委員からお願いをいたします。

○佐々木委員

今説明がありました意見書でございますが、私どもとしても本来であればもっと引上げを図りたい気持ちはございます。しかしながら、審議会の中で議論を尽くして最終的な結果が出たことでございます。これについては、労働者側の意見、使用者側の意見、いろいろな状況を踏まえつつ検討した結果、残念ではありますが公益判断に委ねたということでございますので、私どもとすればその公益判断を支持する立場から、この異議申立につきましては、再審議に至らないと考えているところでございます。

○齋藤会長

ありがとうございました。続きまして使用者代表委員からお願いします。

○藤田委員

今回の異議申出は、特に経営者側から近年にない3件の申出があったということですので、これは県内の中小企業であるとか、小規模事業者の悲痛な声を厳粛に受け止める必要があるということ、まず初めに申し上げさせていただきたいと思います。

そして、今回の79円、1,031円という引上げ額、答申額でございますが、昨年は最低賃金の引上げ額59円、6.61%という結果でございましたが、これに伴って影響する労働者の割合は29.4%約3割、今年度の引上げは恐らくこの約3割という数字よりも大きい数字が出るだろうと予測していますが、県内企業も苦しい中で、このぐらいの影響がある数字を出さなければならない。罰則付きの最低賃金法ですから、出さなければならないという言葉をあえて使わせていただきますが、重みがあるということでございます。ゆえに、経営者側の3件とも丁寧に内容を精査する必要があると考えております。

少し長くなって恐縮ですが、まずタクシー協会の意見、これはまさしく私どもがこれまで議論の中で主張していることをコンパクトにまとめていると思います。中小企業の賃金支払能力を全く無視したもの、到底受け入れがたく誠に遺憾、賃上げだけが先行すれば事業が立ち行かなくなることは明白、廃業が増加、拡大することとなり得ると、きちんと予測して主張しておられるということでございます。

次の沿岸部の水産加工製造業の方のお話でございますが、これにつきましてはまさしく沿岸部の主要産業である水産加工、食料品製造業の実態をお話ししているのだろうと推察されます。これまで私どもが主張しているとおり県内は広うございまして、県北、沿岸部の主要産業も含めた地域のバランス、格差といった失礼かもしれませんが、実態としてあるということで、そういう厳しい状況、実態をきちんとお話しされていると考えるものでございます。机上の議論ではなく、現実の経営実態を踏まえた判断が求められます。これは強い言葉だと私どもは考えてございます。

次の個人経営の小売業の方、まさしく切実な叫びであると思います。発効日を遅らせる、準備期間を長くという主張ではございますが、きちんとした理屈を持ってお話しされていて、人員確保のために周辺の同業者よりも10円でも高い金額を上乗せして経営している実態がこの異議申出書から十分うかがえ、一定の理屈がございまして。

以上のことから、今回の異議申立書につきましては、これまでの審議経過を踏まえ、また最低賃金法11条の趣旨から、私どもは当然に答申額を下回る金額、かつ、発効日も遅らせる前提で再審議すべきと主張させていただきたいと存じます。

○齋藤会長

ありがとうございます。労使代表委員から意見を述べていただきましたが、ただいまの意見について補足、追加の意見でも結構ですのでお願いしたいと思います。

では、労働者側から追加あるいは補足、使用者側の意見に対する受け止めを含めて何かありましたらお願いします。

○佐々木委員

使用者側意見の受け止めに関しまして、私どもは先ほどもお話ししたとおり、経済の流れは少しずつ回ってきていることもありましたが、発効日についてしっかりと議論を尽くしてほしいということでございました。私どもとしては法定発効が基本ということは申し述べてきたところですが、岩手地方最低賃金審議会の公益判断として79円の引上げを考慮し、法定発効ということは基本に置きつつも、使用者側が大幅な引上げに関して準備期間も必要だろうという考慮も含め、12月1日で異論なしと判断したところでございますので、私どもとすれば再審議の必要はないところでございます。

○齋藤会長

ありがとうございます。その他労働者側から補足あるいは追加の御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、使用者側からただいま労働者側から主張がございましたが、それに対する受け止め等がございましたらお願いします。

○瀬川委員

まず、使用者側の異議申立については、まさに県内の厳しい経済実態、企業の経営環境の厳しさをよく率直に書いていただいていると感じます。

タクシー協会の異議申立については、県内のタクシー業界の実態、本当に厳しいものがありまして、盛岡で大手のタクシー会社が倒産している実態もあります。よく御覧いただいていると思いますが、夕方から夜にかけて盛岡駅前のタクシープールにタクシーが一台も止まっていない時もあります。ましてや沿岸の町村部に至ってはタクシーの稼

動率というか、動いているのは数台です。夜は全然営業しないタクシー会社もあるくらいです。緊急のことでタクシーを使いたいことがあっても、タクシーが稼動していない実態もあり、本当に経営が厳しい状況になっていると思います。

それから、島村さんは沿岸の経済実態をよく踏まえてあります。支払能力を超えている。ここ二、三年の地域別最低賃金の問題は、内陸と県北・沿岸の賃金格差がどんどんどんどん開いているのが実態だと思います。去年の日本経済新聞にもそういった記事が書いてありましたが、いずれ産業構造なり経営基盤の違いを踏まえた審議がされたのかというところが問題だと思います。

いずれ審議の在り方、審議が尽くされたのかという指摘もありまして、他県の状況を見ますと、今回はどこの都道府県もかなり時間をかけて議論している。山形、福島は9月に入ってから決まった。時間をかけた議論を尽くしたところが岩手県にはちょっと欠けていたのではないかと思います。特定最低賃金も特別小委員会を例年にない3回実施して、3回も議論を尽くせば何らかの打開策が見えたのではないかと考えると、地域別最低賃金に関してはそういう視点がなかった。本当に審議が尽くされたのか、結局は昨年の秋田と同じように、我々も審議会で退席せざるを得ない状況だったと考えます。中央最低賃金審議会の目安額の理解、それにプラス15円というデータ、エビデンスがきちんと示されないうちに採決してしまった。結局それが全国のチキンレースに乗っただけではないかと報道に表れたと思います。いずれ法定3要素、最低賃金法に基づいた運営だったか、公益委員のところでも法的検証ができる取り組みが必要と考えます。

なので、もう一度地方最低賃金審議会については審議をやり直すべきだと思います。

○松川委員

私が審議会委員をしているということで、同業ではありませんが、経営者の方から最低賃金の問合せがこの時期になるとあります。その中に労働集約型でパートさんを多く抱えている経営者の方から、目安までは覚悟していた、周りも目安までは覚悟している人が多いけれども、これだけ大幅に上回ることは全く想定してなかった。労働局のホームページに異議申出があるようだがどうしたらいいかと相談を受け、特に書式は決まっていますから気持ちを訴えてはという話しをしたのですが、結局その方から異議申出はなかったようですが、その方がおっしゃっていたことは、人件費が上がるとそれに伴った社会保険料が大きく上がってくるということでした。

また、昨今周りで事業継続困難になった方を見ると、社会保険料もしくは消費税の負担が増えて、それで事業を断念している方が多い実態も分かってもらいたいと非常に強く訴えておられました。金融機関とか一般の取引先であれば支払猶予などの対応をお願いできますが、社会保険料や消費税は待たなしですので、そういう影響が今回のように大幅な引き上げがあると間違いなく出てくるということを訴えておられました。

ぜひデータに基づいた3要素をきちんと確立した審議ということで、今回の岩手県最低賃金については審議の再考を求めることだと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。ただいま使用者側から複数御意見ありましたが、労働者側からはございませんか。

○山田委員

労働者側と使用者側で様々立場が違うこともあるので、異議申立はそれぞれの立場で出てきた御意見として受け止めさせていただきますが、先ほどから３要素という話がありますが、労働者側としては生計費、物価上昇に注視した訳であります。賃上げの実態についても、連合の集計では昨年を上回っている状況ですので、あと支払能力の部分については、通常の事業を営む企業の支払能力になってきますので、様々使用者側から御意見がありましたが、企業には経営に厳しいところがあるのも事実だと思います。どこを基準に支払能力を考慮するのかというところがあると思いますが、それも含めた上で審議を行い、最終的には公益側から提示をいただいた認識でありますので、再審議は個人的には必要ないと思っているところであります。

○齋藤会長

ありがとうございます。その他労働者側ございますか。

それでは、私から一言。先ほど退席の件のお話しがございましたが、専門部会は岩手県におきましても例年にない５回という回数を重ね、長時間にわたり審議を真摯に行っていたと思います。公益委員としては、全会一致を目指し、労使に対し歩み寄りを促して審議を続けましたが、最終盤でも金額の差が例年より縮まらなかったのも、さらに審議を続けたいと考えておりましたが、労働者側あるいは使用者側双方から十分に審議を尽くしたので、公益委員から判断を示していただきたいと申出があり、非常に厳しい判断を委ねられた中で公益判断を示させていただいたという経緯ですので、専門部会に出られた方はご存じかと思いますが、御理解いただければと思います。

○藤田委員

適正な手続で今の金額があることは否定いたしません、今の会長の発言には重大な齟齬、誤りがあります。私どもは十分な審議を尽くしたので、公益判断を求めたものではありません。議事録にそのように書いていると思います。私どもが言ったのは、労使の提示額に大幅な差があってこれ以上審議を続けても結論が出ないので、公益委員の皆様方に提案をお願いしたということでございまして、私どもは「十分な審議を尽くしたので、お願いします。」と言ったことは一切ございません。

○齋藤会長

ありがとうございます。瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

前回の審議会でも確認しましたが、中央最低賃金審議会の目安額64円に関して理解できたか、納得したのかということを専門部会の皆さんに一人ずつ確認させていただきました。それにプラス15円を足した根拠、エビデンス、データが何なのか前回の審議会ではきちんと示されなかった。専門部会に私は出ていませんが、専門部会でもそうだったのでしょう。それで公益委員が出した数字をもってそのまま採決、審議会も採決となったのですが、根拠は何ですかと聞いても出てこないこと自体が審議未了、審議不足と言わざるを得ないと考えています。

○齋藤会長

ありがとうございます。専門部会において、審議をこれ以上行っても金額差が縮ま

らないことから、労使で公益判断を求めることだったと思います。そういったことから、審議を続けても同じことになる、審議が十分行われたことで申出がされたと公益委員としては判断し、難しい判断をいろいろ検討して見解を出したと考えてございます。

○藤田委員

会長の発言に水を差す訳ではなく、もうこれ以上言いませんが、私どもは十分審議を尽くしたから公益委員に判断をお任せしたことではございませんし、またお願いしたからといっても公益委員案について、私どもがどのような経緯でこの金額が出てきたのか説明を求めることは、委員としての権利が当然あると考えています。繰り返しになりますが「十分な審議を尽くした」という言い方はやめていただきたい。

○齋藤会長

ありがとうございました。我々公益委員としてそういった捉え方をした訳ですが、今使用者側から御意見ございましたので、そこについては認めたいと思っております。

それから、データに基づく審議ということで、経済的に厳しい地域、厳しい企業、厳しい産業がございしますが、中央最低賃金審議会でもデータに基づく審議を行うということで、特定の企業とか産業にのみ着目した議論ではなく、データに基づく審議ということで、本県もデータに基づく審議をできるだけ行って参ったところでございます。最低賃金は県に1つの金額でございますので、統計データに基づく審議が基本と考えてございます。

また、県内の地域格差についてですが、近藤部会長のお話にもありましたが、沿岸とは違って、北上などの県南地域もあると。そういった中で、同一の金額を示すのは難しいところがあるかと思いますが、県で1つの最低賃金を示さなければならない。例えば他県を見ても、北海道は札幌が195万人ほどの大都市で様々集積しており、周辺は鉄道が廃線になるなど過疎が進んでいるところもありますが、最低賃金は1つの金額、しかもBランクで岩手より高い額になっています。宮城も仙台と周辺の地域あるいは福島も浜通りと中通りの差は大きいものがございますが、いずれもBランクでCランクより高い状況となっており、地域格差は非常に難しい問題でございますが、それが実態ではないかと思っております。

なお、県内の地域格差については、県北、沿岸への重点的な事業の配分とか、県などによるそういったことが施策として今後も必要になってくると個人的には考えていたところでございます。

○瀬川委員

今の会長のお話は非常に疑問があるのですが、まず最低賃金で地域間格差を前提に決める考え方はちょっと違うのではないのでしょうか。最低賃金は結果で地域間格差が出るのであって、地域間格差を埋めるのは経済政策でするものですから、最低賃金はセーフティネットのための法律なので、その考え方は会長いかがなものかと思えます。

○齋藤会長

今のは県内格差のことを申し上げたものですので、県内は県北・沿岸地域と県央・県南地域との格差があるので非常に難しい判断ですが、この最低賃金制度は1県に1つの金額でございますので、そこは統計データを踏まえて判断をしていかざるを得ないとい

うことで、それは他の都道府県においても同じ形にならざるを得ないのではないかと
いうことを申し上げております。

○瀬川委員

県内の地域間格差はずっと前から私が指摘してきていることで、セーフティーネット
というのは低い方に合わせるんじゃないですか。高い方に合わせる地域間格差の解消と
いうのは、低い方を切り捨てると聞こえるのですが。

それから、エビデンス、データ、統計、数字でと言っていますが、労働局なり県から
頂いた様々な統計、データ、資料のどこに8.3%が出てくるのですか。そこをきちんと説
明しないうちに岩手県の地域別最低賃金は秋田県と横並びという決め方をされれば、秋
田県に負けたくないんだねという話になる訳ですよ。違いますか。

○齋藤会長

公益見解の数字の根拠につきましては、本県は賃上げ水準が高い、消費者物価指数が
東北でも一番高い、平均よりも高いということ、支払能力については、企業収益が堅調
であるといった3要素に加えて、地域間格差が全国と比べて大きな差があって、一定程
度考慮しなければならないことを総合的に勘案した結果が専門部会の見解でございま
したが、併せて答申文の中に盛り込まれた政府、県など行政機関への要望事項については、
専門部会で公・労・使でその文言を作成した形になっておりまして、公益側としてはそ
れらもセットで、最低賃金引上げの支援策もこれによって企業経営へ影響を少なくしな
がら実現していくべきものではないかという見解になっているところでございます。

○藤田委員

審議経過の正確性を期すために質問ではなく、事実を述べさせていただきたいと思
いますが、審議会で私どもは一定の理由があって退席させていただきましたが、専門部会
においても同様に私どもは採決の時に席を立っています。今のお話ですと公・労・使が
政府、県への要望を一つの目標に設定して、和気あいあいと議論したかのような言われ
方は全く違う話で、少なくとも大幅な賃上げを実現するのだとすれば、政府、県などへ
の賃金引上げの環境整備は待ったなしで、拡充、拡充、強化、強化しかないとを前提
にその案文の議論に加わった。例えば複数年度にわたる政府から事業者への支援、例え
ば一般会計ではなく基金化をして財源的裏付けを持って複数年度にわたる賃上げ醸成、
支援するというくらい本気でやらないと、この金額は大変だということを付け加えなが
ら議論に参加したのであって、専門部会において私どもは公・労・使お互い尊重しなが
ら意見を述べ合った訳でございしますが、結論の地域別最低賃金については席を立ったと
いうことでございますので、この事実だけはきちんと申し上げさせていただきたいと思
います。

○齋藤会長

ありがとうございました。いずれ引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者への
影響ができるだけ少なくなるように、政府への要望、県への要望をしっかりと行ってい
かなければならない、早急に実施していかなければならないとの思いは、労使、公益とも
に共通認識であったと考えているところでございます。

それでは、ただいまの議論を踏まえて、労働者側は何か御意見ございますか。

○佐々木委員

今までどおりの見解ですので。

○齋藤会長

では、追加で何か御意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、様々な御意見がございました。今回提出された異議申出書の内容は、どれも重要なことであると認識いたしております。ただ、それらにつきましては専門部会等における審議で、長時間にわたり議論を重ね、審議が尽くされる中で考慮されたものと認識しております。こうしたことから、原案どおりに決定することが適当であると考えているところでございます。

それでは、原答申どおり決定することが適当であるか否かについて、採決を行わせていただきたいと思います。

<採決・結果>

挙手による採決が行われ、「原案どおり決定することが適当である」ことに賛成 8（公益代表委員 4、労働者代表委員 4）、反対 4（使用者代表委員 4）で、原答申（8月 28 日）どおり決定することが適当と議決された。

○齋藤会長

原案どおり決定することが適当であると議決されました。ありがとうございました。

それでは、審議結果を岩手労働局長に答申いたしたいと思います。事務局は答申の準備をお願いします。

<答申

齋藤会長が、岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について答申文を読み上げ、局長に答申文が手交された【最低賃金法第 12 条(地域別最低賃金の改正等)】。

○白石局長

ただいま齋藤会長から答申をいただきました。答申に基づき、速やかに法手続きを進めて参ります。

(2) 特別小委員会における審議結果報告について

(3) 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(審議、採決及び答申)

○齋藤会長

それでは、議題の(2)「特別小委員会における審議結果報告について」及び議題(3)「特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(審議、採決及び答申)」を一括で審議します。

初めに、特別小委員会の審議結果について、近藤委員長から報告をお願いします。

○近藤委員

特別小委員会の委員長を務めさせていただきました近藤でございます。

特別小委員会は、9月2日から12日までの3回にわたり公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名が出席し、審議会から付託された5つの産業の特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について審議を行ったものでございます。

審議結果につきましては、皆様の机上に写しを配付しておりますので、ポイント部分を読み上げて説明をさせていただきます。読み上げにつきましては、事務局から代読していただきます。

○事務局 室長補佐

（事務局から、特別小委員会審議結果のポイント部分が読み上げられた。）

続いて、資料№15の基礎調査結果の概要等を説明いたします。それでは、資料№15「令和7年最低賃金に関する基礎調査結果」を御覧ください。

（事務局から、基礎調査結果の概要が説明された。）

○齋藤会長

ありがとうございます。近藤委員長から特別小委員会の審議結果について、事務局の代読による報告がありました。特別小委員会の皆様には長時間にわたり真摯な審議を尽くしていただき、ありがとうございました。

それでは、特別小委員会の審議結果について、委員の皆様から質問、意見等がありましたら御発言をお願いします。

○山田委員

机上資料の百貨店、総合スーパーですが、「最低賃金法16条の要件を満たすことができないため、必要性ありとの結論に至らず」とありますが、最低賃金法16条では「特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない」ということなので、この条文が直接的に必要性ありとの結論に至らずということにつながるものではないと思いますので、決定するに当たっては地域別最低賃金を上回らなければいけませんよというのがこの16条だと思いますので、これを満たすことができないためというのはまだ審議も何もしていませんので、そういう意味でこの内容は訂正いただきたい。

○齋藤会長

ただいまの山田委員の要望について、事務局よろしいですか。それでは、近藤委員。

○近藤委員

山田委員に御確認させていただきますが、私の勘違いかもしれませんが、私の認識は申出のあった労働協約の最も低い額が1,012円で、それが地域別最低賃金1,031円を下回っているので、特定最低賃金額の審議に当たって、新たに労働協約を締結することが時間的に難しいので、今年度は審議の必要性なしということにする、要するに新たな労働協約を改定する時間が間に合わず提出できないというニュアンスだったと思いますが、それでよろしいですか。

○山田委員

それで構いませんので、ただそれが最低賃金法16条の要件ということではありませんので、この表現は削除していただければと思います。

○近藤委員

では、特別小委員会の委員長として、この審議結果については私に任せられておりますので、産業別専門部会審議の開始前に新たな労働協約を締結することが困難であり、

改めて申出をすることができないため、今年度については必要性なしということで判断したという文言でよろしいでしょうか。

○山田委員

はい。

○近藤委員

では、事務局ではそのように審議結果を書き換えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○齋藤会長

ありがとうございました。瀬川委員どうぞ。

○瀬川委員

事務局に1つ伺いますが、この机上配付資料は次の合同部会の時にも配付されるのでしょうか。

○齋藤会長

この審議結果について、配付されるかどうかというご質問でした。

○事務局 賃金室長

配付することとなります。

○瀬川委員

今回特定最低賃金に関して3回も特別小委員会を行ったので、非常に審議を尽くしたと私は受け止めています。内容的には、厚生労働省が特定最低賃金制度の理解を得るためということもあって、特別に資料が事前配付されたのですよね。厚生労働省が作成した資料に分からないところがいっぱいあったので、質問したら答えられなかったということで2回やらざるを得ないとなった訳ですが、いずれ制度に対する様々な疑義というか、各産業別専門部会でも委員として新たに来る方々にもしっかり理解していただかなければならないかと思ひますし、もし可能であれば事前にこの資料を委員が決まったら配付いただければいいかと思ひますが、いかがでしょうか。

○齋藤会長

それでは、事務局をお願いします。

○事務局 賃金室長

厚生労働省の資料と併せ審議結果報告につきましても、専門部会の委員の皆様にも事前に展開させていただきます。

○瀬川委員

いずれ今回の特定最低賃金の特別小委員会に関しては、かなり事務局の皆さんにご負担をおかけしましたし、お忙しい公益委員の皆さんにも再三時間を取っていただいて、日程調整等々で大変御迷惑をおかけしましたが、制度の理解なり、それから審議を尽くしていただいたことに関しては、改めて感謝を申し上げたいと思ひます。

○齋藤会長

それでは、その他御意見等ございましたらをお願いします。

○佐々木委員

今回の特定最低賃金の特別小委員会においては、先ほど瀬川委員がおっしゃったとお

り、３回という異例の審議になったことですが、私どもとしましてもしっかりと審議が尽くされたと思っているところでございます。

その中で、私どもは、当事者が制度をしっかりと理解をした中で金額を決めていくことが必要ではないかということは、いつも申し述べているところでございます。残念ながら百貨店、総合スーパーが必要性なしとされたことにつきましては、労働協約の関係もございましてそのような形になったことではございますが、労働者側としては、岩手の基幹産業として顔になる産業と考えてございましたので、今回の審議において必要性が認められた部分に関しましては、御礼を申し上げたいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。その他御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、質問、意見とも出尽くしたようですので、岩手地方最低賃金審議会としての意見を取りまとめたいと思います。

最初に申し上げておきますが、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無については、必要性ありとする場合、全会一致の議決が原則とされており、全会一致とならなかった場合は、全会一致に至らなかったため、必要性ありとすることはできなかった旨、岩手労働局長に答申することになります。

それでは、各申出産業の改正決定の必要性の有無について、特別小委員会の結果を踏まえて挙手により確認いたします。

採決結果

「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」について、全会一致で必要性ありと議決された。

「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」について、全会一致で必要性ありと議決された。

「電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」について、全会一致で必要性ありと議決された。

「百貨店、総合スーパー」については、特別小委員会での審議結果報告のとおり、労働協約上の最も低い額が改定後の岩手県最低賃金を下回っており、再度労働協約を締結しても審議に間に合わないことから、必要性ありとの結論に達し得なかったとする答申とすることで、全会一致で議決された。

「自動車小売業」について、全会一致で、必要性ありと議決された。

○齋藤会長

それでは、結果を岩手労働局長に答申します。事務局は答申の準備をお願いします。

<答申>

齋藤会長が、特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について 答申文を読み上げ、局長に答申文が手交された（最低賃金法第１２条（地域別最低賃金の改正等））。

（４）特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

○齋藤会長

それでは、議題（４）「特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）」に入

ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

ただいま改正決定の必要性ありと答申をいただきました産業につきまして、特定（産業別）最低賃金の改正決定について、岩手地方最低賃金審議会に諮問させていただきたいと思います。

○齋藤会長

諮問をお受けいたします。

<諮問>

局長が、岩手地方最低賃金審議会から改正決定の必要性ありと答申された4産業の特定（産業別）最低賃金の改正決定について諮問文を読み上げ、齋藤会長に諮問文が手交された（最低賃金法第15条2項（特定最低賃金の決定等））。

○齋藤会長

それでは、岩手地方最低賃金審議会は、岩手労働局長から「岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について」諮問をお受けしたことを確認いたします。よろしいですね。（異議なし）

（５）特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

○齋藤会長

それでは、議題（５）「特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

1つ目は専門部会の設置についてです。最低賃金法第25条2項で「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と定められています。また、最低賃金審議会令第6条1項で「審議会に置かれる専門部会の委員の数は9人以内とする」と定められており、専門部会は公・労・使各3人の合計9人で構成しております。

専門部会委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条4項で「関係労働組合又は関係使用者団体に候補者の推薦を求めなければならない」とあり、相当期間を定めて推薦公示を行っております。今年度の推薦公示の締切日は10月3日（金）を予定しており、辞令は10月9日（木）頃に郵送させていただきたいと考えております。

2つ目は第1回専門部会についてです。例年どおり、第1回専門部会は合同専門部会として10月17日（金）13時30分から開催したいと考えております。このことにつきまして、岩手地方最低賃金審議会の御了承を得たいと思います。

3つ目は参考人意見聴取についてです。参考人意見聴取も専門部会委員候補者推薦と同様に公示を行います。意見提出の締切日は10月9日（木）を予定しております。参考人意見聴取は、例年、労使双方各1名から提出された意見書を事務局が第2回専門部会で読み上げる形で実施しております。今年度も同様の形で実施し、意見書の書式は、使用者側の様式に「時給に換算して、○○○円未満の労働者が占める割合」の記載項目がございますが、この金額は改正後の岩手県最低賃金額に修正したいと思います。このこ

とにつきまして、岩手地方最低賃金審議会の御了承を得たいと思います。

○齋藤会長

事務局から「専門部会の設置」について説明がありましたが、これは法令で定められており、審議するものではございません。事務局は本審議会終了後、速やかに専門部会委員の推薦公示手続をお願いします。

次に、第1回専門部会を合同専門部会とすること、また参考人意見聴取を労使双方の各1名とし、意見書を事務局が読み上げる形で実施をすること、そして意見書の記載項目について、岩手地方最低賃金審議会の承認を求めています。これらについて了承してよろしいでしょうか。

(異議なし)

(6) その他

○齋藤会長

それでは、議題(6)「その他」に入ります。事務局で何か用意している議題はありますか。

○事務局 賃金室長

初めに、私から今後の審議日程についてお話をさせていただき、続いて室長補佐から第4回岩手地方最低賃金審議会以降に最低賃金に関する要請文書について御報告させていただきます。

特定(産業別)最低賃金合同専門部会は10月17日(金)13時30分から開催予定であることは、先ほど御説明させていただいたとおりです。その後の審議会の日程について御説明いたします。

第6回審議会は第4回審議会にて御了承いただいておりますが、11月17日(月)13時30分に開催したいと考えております。第6回審議会にて特定(産業別)最低賃金改正決定の答申をいただき、即日異議申出公示を行いますと、異議申出期限は12月2日(火)となりますので、12月3日(水)10時から第7回審議会を開催したいと考えております。

なお、異議の申出があれば速やかにお知らせし、申出書写しをメールで事前に送付させていただきます。異議申出期限が12月2日ですので、12月2日(火)の閉庁時間までに異議申出が確認できなかった場合は、閉庁時間から午後6時頃までの間にメールなどにより審議会は開催しない旨連絡させていただきたいと思います。

また、特定最低賃金専門部会は専門部会委員の日程を把握した上で、10月17日(金)の合同専門部会以降、11月17日(月)の第6回審議会までの間に開催したいと考えております。

先ほど提案した審議日程が組めると特定最低賃金の法定発効日は、異議申出がない場合は1月15日、異議申出があった場合でも翌日の午前に審議会を開催する予定ですので、発効日は同じく1月15日となる見込みです。

なお、審議の進捗状況などによりまして、日程変更の必要が生じる場合がございますので、あらかじめ御了承願います。

○事務局 室長補佐

続きまして、第4回岩手地方最低賃金審議会以降に提出がございました最低賃金に関する要請書につきまして御報告いたします。

資料№16を御覧ください。「岩手地方最低賃金の発効日繰り下げに抗議し、再考を求めます」とあります。こちらの書面は異議申出書ではなく要請文書である旨を提出者から確認しております。

(要請文読み上げ)

○齋藤会長

ただいまの審議日程等の御説明についてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

2 その他

○齋藤会長

それでは、次に次第2のその他に入ります。皆様から何かございますか。

○事務局 賃金室長

1つ御説明させていただきたい点がございます。先ほど5つの産業の諮問文をお配りしましたが、百貨店、総合スーパーの御指摘をいただいておりますので、内容を修正させていただきたいと思います。改めて修正した諮問文写しをメールになりますが、お渡ししたいと思いますので、差し換えくださいますようお願いいたします。

○齋藤会長

では、差し換えをメールにはなりますが、後日各委員に送付させていただくということでございます。

それ以外に何かありますでしょうか。特になければ、これで議事を終了いたします。